

第 1 法人税基本通達関係

1 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

【改正】（繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算）

2-3-60 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で繰延ヘッジ処理を適用している場合又は特例金利スワップ取引等（規則第 27 条の 7 第 2 項《金利スワップ取引等の特例処理》に規定する取引をいう。以下 2-3-60 において同じ。）を行っている場合の法第 23 条第 4 項《負債利子の控除》に規定する負債の利子の額、令第 141 条の 2 第 1 項第 1 号《国外所得金額の計算》に規定する負債の利子の額、同項第 2 号に規定する負債の利子の額及び同条第 3 項に規定する共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理を適用している場合のヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とするのであるから留意する。

【解説】

- 改正前の本通達では、金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で繰延ヘッジ処理（法 61 の 6）を適用している場合又は特例金利スワップ取引等（法規 27 の 7 ②）を行っている場合には、税務上、受取配当等の益金不算入制度に係る負債の利子の額の計算や外国税額控除に係る控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額の計算における共通費用の額に含まれる負債の利子の額の計算は、実質的な資金コストにより計算すべきであるので、これらの負債に係る支払利子の額に、ヘッジ処理に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等の受払額のうちこれらの支払利子の額に対応する部分の金額を加減算した後の金額を基礎として計算することを明らかにしていた。
- 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額の計算において、国外事業所等に係る自己資本の額がその国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない場合には、その国外事業所等を通じて行う事業に係る負債の利子の額のうちその国外事業所等に帰せられるべき資本の額に満たない金額に対応する部分の金額を加算調整することとされた（法令 141 の 2 ①一）。
また、銀行等である内国法人の有する資本に相当するものに係る負債につき支払う負債の利子の額のうち、その内国法人の国外事業所等に帰せられるべき資本の額に対応する部分の金額は、その国外所得金額の計算上減算調整することとされた（法令 141 の 2 ①二）。
この改正を受け、改正後の本通達では、これらの調整に係る負債の利子の額についても、金利変動リスクに備えることを目的として繰延ヘッジ処理を適用している場合等には、上記 1 の取扱いと同様となることを明らかにしている。
- 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通 2-3-56）を行っている。